

議案第 9 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

国保清和診療所を民間活力を利用した在宅療養支援診療所へ移行することに伴い、君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表国保清和診療所の項を削る。

第 7 条第 1 項第 4 号を削り、同条第 2 項第 4 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表清和診療所長の項を削る。

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案	現 行														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>国保笹診療所</td> <td>君津市笹670番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務日及び業務時間)</p> <p>第7条 診療所の業務日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>* 附則第2項関係 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p>	名称	位置	省略		国保笹診療所	君津市笹670番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>国保笹診療所</td> <td>君津市笹670番地</td> </tr> <tr> <td>国保清和診療所</td> <td>君津市西栗倉135番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務日及び業務時間)</p> <p>第7条 診療所の業務日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) <u>国保清和診療所</u> <u>火曜日、水曜日及び金曜日</u></p> <p>2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) <u>国保清和診療所</u> <u>午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</u></p> <p>3 省略</p>	名称	位置	省略		国保笹診療所	君津市笹670番地	国保清和診療所	君津市西栗倉135番地
名称	位置														
省略															
国保笹診療所	君津市笹670番地														
名称	位置														
省略															
国保笹診療所	君津市笹670番地														
国保清和診療所	君津市西栗倉135番地														

別表（第2条、第4条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
市医	1回 25,000	〃
児童扶養手当障害認定医	1件 7,000	〃
省略		

備考 省略

別表（第2条、第4条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
市医	1回 25,000	〃
清和診療所長	日額 50,000	〃
児童扶養手当障害認定医	1件 7,000	〃
省略		

備考 省略